

福山市下水道接続指導制度導入に対するQ & A

Q なぜ、この制度を導入したのですか？

A これまで、下水道への未接続の建物所有者へ職員が戸別訪問を行い、接続困難な事情も聞き取りしながら早期に接続していただくよう指導を行ってきました。

しかしながら、長期間下水道へ接続されない建物があり、排出された汚水が地域の住環境に影響を及ぼしているケースもあります。

下水道法では、建物が近く除却される場合や接続に必要な資金の調達が困難などの特別の事情がある場合について、接続の猶予の規定がありますが明確となっていません。

制度導入により、特別な事情がある建物所有者に対しては、一定期間下水道への接続を猶予する一方で、正当な理由がなく接続していない建物所有者に対しては、重点的に取り組むなど効率的・効果的な指導を行うものです。

Q なぜ、3年以内に接続しなければならないのですか？

A 下水道法では、公共下水道の供用が開始された場合、遅滞なく（本市は「遅滞なく」を3年としています。）、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければなりません。

また、くみ取便所が設けられている建物を所有する者は、供用開始から3年以内に水洗便所へ改造しなければならないと接続義務について定められています。

Q 適正な管理をして合併処理浄化槽（台所や洗濯、風呂、トイレ等の排水を処理する。）を使っているのに、なぜ、下水道に接続しなければならないのですか？

A 公共下水道の供用開始までは、適正な維持管理のもと合併処理浄化槽により汚水を処理しなければなりません。（法律により保守点検、清掃、法定点検が義務付けられています。）

公共下水道の供用が開始された場合は、遅滞なく（本市は「遅滞なく」を3年としています。）、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な「排水設備」を設置しなければならないと下水道法で定められています。

Q 供用開始とは何ですか？

A 供用開始とは、公共下水道が整備され、利用できるようになったことを表します。

Q くみ取り便所から浄化槽又は、公共下水道への接続を選択できますか？

A 公共下水道の供用が開始された場合、その区域内のくみ取便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）へ3年以内に改造しなければならないと下水道法に規定されており、汚水を浄化槽で処理する方法は選択できません。

また、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な「排水設備」を設置しなければなりません。

Q 植木への散水や畑の水やりも下水道の接続が必要ですか？

A 法の「下水」の定義は、生活もしくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、もしくは付随する廃水又は雨水となっています。

下水道への接続の有無については、上下水道局給排水課へお問い合わせください。

Q 工事資金の調達が困難な場合は、どうすれば良いのですか？

A 接続猶予の申請を行うことで、3年以内の猶予を受けることができます。また、工事資金の調達が困難な事情が、猶予する期間が終了する時も継続していれば、再申請により猶予を延長することができます。

詳しくは、市ホームページの福山市下水道接続指導運用基準をご覧くださいか、上下水道局給排水課へお問い合わせください。

Q 建物の使用頻度が低い建物はどうなるのでしょうか？

A 建物が使用されていない、汚水が排出されていない等が明らかであることを示す書類を添付し、申請を行うことで、接続の猶予となります。

詳しくは、上下水道局給排水課へお問い合わせください。

Q 建物が老朽しているので、お金をかけたくないのですが？

A 建物を近く取り壊す予定がある場合は、建物の利用計画書を添付し、申請を行うことで、接続の猶予となります。

詳しくは、上下水道局給排水課へお問い合わせください。

Q 高齢者で手続きが困難な者はどうすれば良いのですか？

A 上下水道局給排水課へご相談ください。職員が戸別訪問し、手続きを行います。

Q 接続の猶予期間を終了したらどうするのですか？接続しなければならないのですか？

A 接続の猶予の事情と猶予する期間を7区分定めています。猶予する事情が消滅又は、猶予の期間が終了すれば、速やかに下水道へ接続していただくことになります。

しかし、工事資金の調達が困難な場合は、猶予する期間が終了する時も資金の調達が困難な事情が継続していれば、再申請によって猶予を延長することができます。

Q 3年を経過しても接続しなかったらどうなるのですか？

A 早期に接続していただくよう指導を行います。また、工事資金の調達が困難など特別の事情があれば、申請により一定の期間、接続の猶予となります。

なお、正当な理由なく排水設備の設置等に係る猶予の申請又は、接続工事等を行わなかった場合は、接続期限を定めた特別指導や勧告を行うこととなります。

Q 接続期限の3年を過ぎました。点数は10点に満たないのですが特別指導になるのですか？

A 汚水の処理方法や排水量、建物の利用状況及び供用開始からの経過年数などにより福山市下水道接続指導要綱別表2に掲げる合計点数が10点以上になった場合、特別指導を行います。

詳しくは、上下水道局給排水課へお問い合わせください。

Q 猶予申請を出さなかったらどうなる。個人は？法人は？

A 正当な理由なく排水設備の設置等に係る猶予の申請又は、排水設備の設置工事等を行わない建物所有者は、下水道法で規定する公共下水道管理者の接続の猶予の許可を受けたものとみなされません。

したがって、速やかに下水道へ接続していただくこととなります。また、正当な理由もなく従わなかった場合は、特別指導、勧告へと指導を強化し、法の罰則を視野に改造命令等を行うこととなります。

Q 特別指導・勧告とは何をするのですか？

A 下水道法に基づく排水設備の設置義務及び期限、設置の猶予に関する説明を行い、接続期限を設けた特別指導や勧告を実施します。

Q 特別指導や勧告に従わなければどうなるのですか？

A 正当な理由なく排水設備の設置等に係る猶予の申請又は、排水設備の設置工事等を行わなかった者のうち特に悪質な者に対しては、下水道法に定める「設置命令」や「告発」について検討を行います。

Q 特に周辺の住民に迷惑をかけている未接続者は、制度導入でどうなるのですか。

A 正当な理由なく排水設備の設置等に係る猶予の申請又は、排水設備の設置工事等を行わない建物所有者に対して、特別指導、勧告へと指導を強化し、特に悪質な者に対しては、法に定める設置命令や告発について検討を行います。

また、設置の猶予を認められた者が近隣住民の生活環境を害することなく生活排水等について配慮し適正な汚水管理を行えるよう、他部署と連携して指導を行います。

Q 福山市には補助金制度はあるのですか？

A 生活扶助世帯等が所有する供用開始区域内の建物に設置されているくみ取便所を水洗便所に改造するために必要な資金の一部を補助する福山市生活扶助世帯等水洗便所改造工事費補助金の交付制度があります。